



放牧牛のリアルタイム監視システム



放牧牛の位置のほか、
(以下、開発中)
脱柵通知、発情検知、疾病検知、
牧草現存量減少検知を遠隔地から
リアルタイムで把握できます。

使っているセンサは、たった1つ



その監視装置、電波法に準拠していますか？

総務省令電波法施行規則第6条第4項第2号(13)では、動物の行動及び状態に関する情報の通報又はこれに付随する制御をするための無線通信（免許を要しない特定小電力無線局）には、150MHz帯（142.94～.98MHz）で使用するものと定めています。

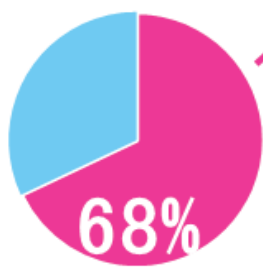
本システムは、（株）サーキットデザインの「動物行動調査用GPS発信器」ならびに「動物位置情報システムANIMAL MAP」を改良し、同社との共同研究で開発してるものです。**電波法準拠のシステム開発、販売は、同社が国内唯一。**

問合せ：信州大学農学部 動物行動管理学研究室 竹田謙一
(代表0265-77-1300)



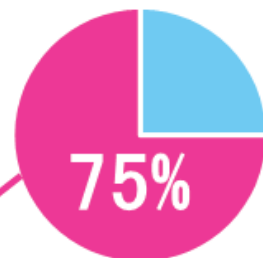
アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理

現場ニーズ



アニマルウェルフェア (AW) を検討する必要があると考えている生産者

乳牛の快適性追求 (= AW対応) のために設備投資を行いたいと考えている生産者



社会情勢

- ✓ AWの**国際基準**が策定され、世界の潮流に（世界動物保健機構）
- ✓ AW対応の畜産物が**国際流通のスタンダード**に（ISO/ TS34700）
- ✓ 外資食品メーカーが、**AW畜産物の使用を宣言**（例：2025年までに）

- ✓ 2030年までに**牛肉の輸出額**を3,600億円に（食料・農業・農村基本計画）
- ✓ 科学的知見を踏まえた**AWの向上**を図る技術的な対応の開発と普及（みどりの食料システム戦略）
- ✓ AWに関する各畜種の**技術的な指針の策定**（農林水産省）
- ✓ 国内食品メーカーも**AWに関する調達基準**、ポリシー作成



生産者だけでなく、ステークホルダーの誰もが何をすればよいのか分からない？

アニマルウェルフェアについて・・・

動物の肉体的、精神的状態と定義され（国際獣疫事務所）、食用など動物の利用を前提として、動物の管理、取り扱い、と殺方法に配慮しようとするものであり、**動物愛護とは異なります。**

生産者の皆様、製造業の皆様、小売業の皆様、消費者団体の皆様
私たちは、皆様のお悩みを解決します！